

付 議 第 5 号

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案

平成 26 年 2 月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 5 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

第 号

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年2月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例（昭和42年高知県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「青少年の」を「青少年（25歳未満の者をいう。以下同じ。）の」に改める。

第3条を次のように改める。

（使用料の納付）

第3条 別表第1に定める施設を利用する者は、別表第2に定める額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該別表第2に定める額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の使用料を県に納付しなければならない。ただし、青少年にあっては、青少年センターの体育館、屋外体育施設のシャワー、トレーニング室又は宿泊施設（宿泊を伴う場合に限る。）を利用するときに限る。

第7条中「権利を」を「権利を他人に」に改める。

第8条第1項第1号中「教育委員会の」を「教育委員会若しくはその命を受けた者が」に改める。

第10条中「青少年センターの利用」を「その利用」に、「停止されたときは、」を「停止させられたときは、直ちに」に改める。

第11条の見出しを「損害賠償義務」に改め、同条中「利用者」を「青少年センターを利用する者」に改める。

別表を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

青少年ホール 本館会議室 別館会議室 体育館 屋外体育施設 トレーニング室 宿泊施設

別表第2（第3条関係）

1 青少年ホール、本館会議室及び別館会議室

区分	使用料			
	基本使用料			時間外使用料（1時間につき）
	午前	午後	全日	
青少年ホール	2,010円	2,880円	4,400円	670円
本館会議室	490円	700円	1,090円	170円
別館会議室	590円	840円	1,340円	190円

2 体育館

(1) 照明設備以外

区分			使用料			
			基本使用料			時間外使用料（1時間につき）
			午前	午後	全日	
大アリーナ	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ	38,050円	56,990円	83,810円	12,580円
		アマチュアスポーツ以外のもの	190,410円	285,620円	419,050円	62,860円
	入場料	アマチ 高校生以	1,840円	2,850円	4,190円	630円

	を徴収しない場合	ユアスポーツ	下の者				
			その他の青少年	3,690円	5,700円	8,390円	1,260円
			青少年以外の者	7,550円	11,390円	16,770円	2,520円
		アマチュアスポーツ以外のもの		38,050円	56,990円	83,810円	12,580円
小アリーナ	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ		18,380円	27,530円	40,480円	6,080円
		アマチュアスポーツ以外のもの		91,970円	137,950円	202,390円	30,370円
	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ	高校生以下の者	890円	1,380円	2,020円	310円
			その他の青少年	1,790円	2,760円	4,050円	610円
			青少年以外の者	3,640円	5,510円	8,100円	1,220円
		アマチュアスポーツ以外のもの		18,380円	27,530円	40,480円	6,080円
会議室				1時間につき310円			
シャワー				1人1回につき96円			
持込み電気機器				原価計算を基礎として知事が定める額			

(2) 照明設備

区分		使用料（1時間につき）			
		全面	4分の3面	2分の1面	4分の1面
大アリーナ	1,500ルクス照明	1,120円	830円	560円	280円
	750ルクス照明	560円	410円	280円	140円
	300ルクス照明	220円	170円	110円	50円
小アリーナ	1,500ルクス照明	610円	—	310円	—
	750ルクス照明	310円	—	160円	—
	300ルクス照明	120円	—	60円	—

3 屋外体育施設

(1) 照明設備以外

区分		単位	使用料			
			基本使用料			時間外使用料（1時間につき）
			午前	午後	全日	
球場	野球	全面	1,500円	2,150円	3,170円	490円
	ソフトボール	1面	1,000円	1,430円	1,960円	330円
	控室	1室	420円	600円	1,020円	160円
陸上競技場		全面	2,010円	2,880円	4,400円	660円
補助グラウンド		全面	1,000円	1,430円	1,960円	340円
シャワー		1人1回	96円			

(2) 照明設備

区分		使用料（1時間につき）
球場	内野900ルクス・外野600ルクス照明	1,090円
	内野600ルクス・外野400ルクス照明	740円
	内野300ルクス・外野200ルクス照明	370円

4 トレーニング室

区分	使用料（1人1日につき）
高校生以下の者	50円
その他の青少年	110円
青少年以外の者	210円

5 宿泊施設

区分		単位	使用料		
			午前	午後	全日
宿泊以外	青少年以外の者	1室	240円	350円	530円
宿泊	中学生以下の者	1人1泊	220円		
	青少年（中学生以下の者を除く。）	1人1泊	390円		
	青少年以外の者	1人1泊	760円		

備考 1 この表において、「午前」とは午前8時30分から正午までの間を、「午後」とは正午から午後5時までの間を、「全日」とは午前8時30分から午後5時までの

間をいう。

- 2 この表において、「入場料」とは入場料、会費、会場整理費その他の名称にかかわらず、利用者が体育館の大アリーナ又は小アリーナに入場する者から徴収する対価を、「高校生」とは高等学校の生徒その他これに準ずる者を、「その他の青少年」とは高校生以下の者以外の青少年を、「中学生」とは中学校の生徒その他これに準ずる者を、「持込み電気機器」とは体育館に持ち込んで使用する電気機器で、その使用の際に通常以上に電力を消費するものをいう。
- 3 使用料の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に青少年ホール、本館会議室、別館会議室、体育館の大アリーナ、小アリーナ若しくは会議室又は屋外体育施設の球場、陸上競技場若しくは補助グラウンドを利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。ただし、当該施設を引き続き2日以上にわたって利用する場合においては、単に機材等を保管するだけのために利用するその間の午後5時（体育館の大アリーナ、小アリーナ若しくは会議室又は屋外体育施設の球場にあっては、午後9時）から翌日の午前8時30分までの時間は、含まないものとする。
- 4 使用料の計算において、利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。
- 5 体育館の大アリーナ又は小アリーナを2分の1又は4分の1に区分して利用する場合の額は、この表に規定するそれぞれの区分の使用料の額にそれぞれ0.5又は0.25（4分の3面を利用する場合にあっては、0.75）を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てる。）とする。
- 6 青少年ホール、本館会議室、別館会議室、体育館の大アリーナ若しくは小アリーナ又は屋外体育施設の球場、陸上競技場若しくは補助グラウンドを時間単位で利用する場合の額は、この表に規定するそれぞれの区分の時間外使用料の額（体育館の大アリーナ又は小アリーナを2分の1又は4分の1に区分して利用する場合にあっては、当該額に0.5又は0.25（4分の3面を利用する場合にあっては、0.75）を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てる。））に利用時間を乗じて計算する。
- 7 宿泊施設に係る使用料には、食堂において提供される食事代を含まないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後においてこの条例による改正前の高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の規定により納付すべき使用料については、なお従前の例による。

参考資料 1

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 議案説明

この条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）の施行による消費税法（昭和63年法律第108号）の一部改正等を考慮し、高知県立青少年センターの使用料の額に引上げ後の消費税及び地方消費税の額を加算することができるよう必要な改正をしようとするものである。

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例（抜粋）

（設置）

第1条 青少年（25歳未満の者をいう。以下同じ。）の健全な育成及びスポーツの振興を図るため、高知県立青少年センター（以下「青少年センター」という。）を香南市に設置する。

2 略

（使用料の納付）

第3条 別表第1に定める施設を利用する者は、別表第2に定める額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該別表第2に定める額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の使用料を県に納付しなければならない。ただし、青少年にあっては、青少年センターの体育館、屋外体育施設のシャワー、トレーニング室又は宿泊施設（宿泊を伴う場合に限る。）を利用するときに限る。

（権利の譲渡等の禁止）

第7条 利用者は、当該許可に伴う権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（利用の許可の取消し等）

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例（抜粋）

（設置）

第1条 青少年の健全な育成及びスポーツの振興を図るため、高知県立青少年センター（以下「青少年センター」という。）を香南市に設置する。

2 略

（使用料）

第3条 青少年が体育館、屋外体育施設のシャワー、トレーニング室又は宿泊施設を利用する場合及び青少年以外の者が別表に掲げる施設を利用する場合は、同表に規定する使用料を県に納付しなければならない。

（権利の譲渡等の禁止）

第7条 利用者は、当該許可に伴う権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（利用の許可の取消し等）

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第2条第1項の許可を取り消し、利用を停止させ、又は許可の条件を変更することができる。

(1) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則の規定又は教育委員会若しくはその命を受けた者が指示した事項に違反したとき。

(2)～(5) 略

2 略

(原状回復義務)

第10条 利用者は、その利用を終えたとき又は第8条第1項の規定に基づき第2条第1項の許可を取り消され、若しくは利用を停止させられたときは、直ちに青少年センターを原状に回復しなければならない。

(損害賠償義務)

第11条 青少年センターを利用する者は、故意又は過失により青少年センターの施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を知事の認定に基づき賠償しなければならない。

別表第1 (第3条関係)

青少年ホール 本館会議室 別館会議室 体育館 屋外体育施設 トレーニング室 宿泊施設
--

別表第2 (第3条関係)

1 青少年ホール、本館会議室及び別館会議室

区分	使用料	
	基本使用料	時間外使

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第2条第1項の許可を取り消し、利用を停止させ、又は許可の条件を変更することができる。

(1) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則の規定又は教育委員会の指示した事項に違反したとき。

(2)～(5) 略

2 略

(原状回復義務)

第10条 利用者は、青少年センターの利用を終えたとき又は第8条第1項の規定に基づき第2条第1項の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、青少年センターを原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第11条 利用者は、故意又は過失により青少年センターの施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を知事の認定に基づき賠償しなければならない。

別表 (第3条関係)

(1) 青少年ホール及び会議室の使用料

	使 用 料		
	基 本 使 用 料		時間外使

	午前	午後	全日	用料（1時間につき）
青少年ホール	2,010円	2,880円	4,400円	670円
本館会議室	490円	700円	1,090円	170円
別館会議室	590円	840円	1,340円	190円

2 体育館

(1) 照明設備以外

区分			使用料			
			基本使用料			時間外使用料（1時間につき）
			午前	午後	全日	
大 ア リ ニ ナ	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ	38,050円	56,990円	83,810円	12,580円
		アマチュアスポーツ以外のもの	190,410円	285,620円	419,050円	62,860円
	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ	1,840円	2,850円	4,190円	630円
		高校生以下の者				
		その他				

区分	午前	午後	全日	用料（利用時間1時間につき）
青少年ホール	2,110円	3,020円	4,620円	700円
本館会議室	510円	730円	1,140円	170円
別館会議室	620円	880円	1,400円	200円

(2) 体育館の使用料

ア 照明設備以外の使用料

区分			使用料			
			基本使用料			時間外使用料（利用時間1時間につき）
			午前	午後	全日	
大 ア リ	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ	39,950円	59,840円	88,000円	13,200円
		アマチュアスポーツ以外のもの	199,930円	299,900円	440,000円	66,000円
	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ	1,930円	2,990円	4,400円	660円
		高校生以下の者が利用する場合				
		その他の				

	合		の青少年	<u>3,690</u> 円	<u>5,700</u> 円	<u>8,390</u> 円	<u>1,260</u> 円
			青少年以外の者	<u>7,550</u> 円	<u>11,390</u> 円	<u>16,770</u> 円	<u>2,520</u> 円
			アマチュアスポーツ以外のもの	<u>38,050</u> 円	<u>56,990</u> 円	<u>83,810</u> 円	<u>12,580</u> 円
小 ア リ 二 ナ	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ		<u>18,380</u> 円	<u>27,530</u> 円	<u>40,480</u> 円	<u>6,080</u> 円
		アマチュアスポーツ以外のもの		<u>91,970</u> 円	<u>137,950</u> 円	<u>202,390</u> 円	<u>30,370</u> 円
	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ	高校生以下の者	<u>890</u> 円	<u>1,380</u> 円	<u>2,020</u> 円	<u>310</u> 円
			その他の青少年	<u>1,790</u> 円	<u>2,760</u> 円	<u>4,050</u> 円	<u>610</u> 円
			青少年以外の者	<u>3,640</u> 円	<u>5,510</u> 円	<u>8,100</u> 円	<u>1,220</u> 円

上 ナ	徴収しない場合	ユアス	青少年が利用する場合	<u>3,870</u> 円	<u>5,980</u> 円	<u>8,800</u> 円	<u>1,320</u> 円
		ポツ	青少年以外の者が利用する場合	<u>7,920</u> 円	<u>11,960</u> 円	<u>17,600</u> 円	<u>2,640</u> 円
		合	アマチュアスポーツ以外のもの	<u>39,950</u> 円	<u>59,840</u> 円	<u>88,000</u> 円	<u>13,200</u> 円
	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ		<u>19,290</u> 円	<u>28,900</u> 円	<u>42,500</u> 円	<u>6,380</u> 円
		アマチュアスポーツ以外のもの		<u>96,560</u> 円	<u>144,840</u> 円	<u>212,500</u> 円	<u>31,880</u> 円
小 ア リ 上 ナ	入場料を徴収しない場合	アマチュア	高校生以下の者が利用する場合	<u>930</u> 円	<u>1,440</u> 円	<u>2,120</u> 円	<u>320</u> 円
		ユアス	その他の青少年が利用する場合	<u>1,870</u> 円	<u>2,890</u> 円	<u>4,250</u> 円	<u>640</u> 円
		ポツ	青少年以外の者が	<u>3,820</u> 円	<u>5,780</u> 円	<u>8,500</u> 円	<u>1,280</u> 円

	者	円	円	円	円
	アマチュアスポーツ以外のもの	18,380円	27,530円	40,480円	6,080円
会議室		1時間につき310円			
シャワー		1人1回につき96円			
持込み電気機器		原価計算を基礎として知事が定める額			

(2) 照明設備

区分		使用料（1時間につき）			
		全面	4分の3面	2分の1面	4分の1面
大 ア リ ニ ナ	1,500ルクス照明	1,120円	830円	560円	280円
	750ルクス照明	560円	410円	280円	140円
	300ルクス照明	220円	170円	110円	50円
小 ア リ ニ ナ	1,500ルクス照明	610円	—	310円	—
	750ルクス照明	310円	—	160円	—
	300ルクス照明	120円	—	60円	—

	場合	利用する場合	円	円	円	円
	アマチュアスポーツ以外のもの		19,290円	28,900円	42,500円	6,380円
会議室			1時間につき 320円			
シャワー			1人1回につき 100円			
持込み電気機器			原価計算を基礎として知事が定める額			

イ 照明設備の使用料

区分		単 位	使 用 料			
			全 面	4分の3 面	2分の1 面	4分の1 面
大 ア リ ニ ナ	1,500ルクス照明	1 時 間	1,170円	870円	580円	290円
	750ルクス照明		580円	430円	290円	140円
	300ルクス照明		230円	170円	110円	50円
小 ア リ ニ ナ	1,500ルクス照明	間	640円	—	320円	—
	750ルクス照明		320円	—	160円	—
	300ルクス照明		120円	—	60円	—

3 屋外体育施設

(1) 照明設備以外

区分		単位	使用料			
			基本使用料			時間外使用料（1時間につき）
			午前	午後	全日	
球場	野球	全面	1,500円	2,150円	3,170円	490円
	ソフトボール	1面	1,000円	1,430円	1,960円	330円
	控室	1室	420円	600円	1,020円	160円
陸上競技場		全面	2,010円	2,880円	4,400円	660円
補助グラウンド		全面	1,000円	1,430円	1,960円	340円
シャワー		1人 1回	96円			

(2) 照明設備

区分		使用料（1時間につき）
球場	内野900ルクス・外野600ルクス照明	1,090円
	内野600ルクス・外野400ルクス	740円

(3) 屋外体育施設の使用料

ア 照明設備以外の使用料

区分		単位	使用料			
			基本使用料			時間外使用料（利用時間1時間につき）
			午前	午後	全日	
球場	野球	全面	1,570円	2,250円	3,320円	510円
	ソフトボール	1面	1,050円	1,500円	2,050円	340円
	控室	1室	440円	630円	1,070円	160円
陸上競技場		全面	2,110円	3,020円	4,620円	690円
補助グラウンド			1,050円	1,500円	2,050円	350円
シャワー		1人 1回	100円			

イ 照明設備の使用料

区	分	単位	使用料
球場	内野900ルクス・外野600ルクス照明		1,140円
	内野600ルクス・外野400ルクス照明	1時間	770円

ス照明	
内野300ルクス・外野200ルクス照明	370円

4 トレーニング室

区分	使用料（1人1日につき）
高校生以下の者	50円
その他の青少年	110円
青少年以外の者	210円

5 宿泊施設

区分	単位	使用料		
		午前	午後	全日
宿泊以外 青少年以外の者	1室	240円	350円	530円
宿泊	中学生以下の者 1人 1泊			220円
	青少年（中学生以下の者を除く。） 1人 1泊			390円
	青少年以外の者 1人 1泊			760円

備考 1 この表において、「午前」とは午前8時30分から正午までの間を、「午後」とは正午から午後5時までの間を、「全日」とは午前8時30分から午後5時までの間をいう。

明	
内野300ルクス・外野200ルクス照明	380円

(4) トレーニング室の使用料

区分	単位	使用料
高校生以下の者が利用する場合	1人1日	50円
その他の青少年が利用する場合		110円
青少年以外の者が利用する場合		220円

(5) 宿泊施設の使用料

区分	単位	使用料		
		午前	午後	全日
宿泊	中学生以下の者が利用する場合 1人 1泊			230円
	その他の青少年が利用する場合 1人 1泊			400円
	青少年以外の者が利用する場合 1人 1泊			790円
宿泊以外	青少年以外の者が利用する場合 1室	250円	360円	550円

備考

1 この表において、「午前」とは午前8時30分から正午までの間を、「午後」とは正午から午後5時までの間を、「全日」とは午前8時30分から午後5時までの間を、「高校生」とは高等学校の生徒その他これに準ずる者を、「青少年」とは25歳未満の者を、「持込み電気機器」とは持込みの電気機

2 この表において、「入場料」とは入場料、会費、会場整理費その他の名称にかかわらず、利用者が体育館の大アリーナ又は小アリーナに入場する者から徴収する対価を、「高校生」とは高等学校の生徒その他これに準ずる者を、「その他の青少年」とは高校生以下の者以外の青少年を、「中学生」とは中学校の生徒その他これに準ずる者を、「持込み電気機器」とは体育館に持ち込んで使用する電気機器で、その使用の際に通常以上に電力を消費するものをいう。

3 使用料の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に青少年ホール、本館会議室、別館会議室、体育館の大アリーナ、小アリーナ若しくは会議室又は屋外体育施設の球場、陸上競技場若しくは補助グラウンドを利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。ただし、当該施設を引き続き2日以上にわたって利用する場合においては、単に機材等を保管するだけのために利用するその間の午後5時（体育館の大アリーナ、小アリーナ若しくは会議室又は屋外体育施設の球場にあっては、午後9時）から翌日の午前8時30分までの時間は、含まないものとする。

4 使用料の計算において、利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。

5 体育館の大アリーナ又は小アリーナを2分の1又は4分

器の使用により通常以上の電力を消費する場合をいう。

2 青少年ホール若しくは会議室、大アリーナ若しくは小アリ

の1に区分して利用する場合の額は、この表に規定するそれぞれの区分の使用料の額にそれぞれ0.5又は0.25（4分の3面を利用する場合にあっては、0.75）を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てる。）とする。

6 青少年ホール、本館会議室、別館会議室、体育館の大アリーナ若しくは小アリーナ又は屋外体育施設の球場、陸上競技場若しくは補助グラウンドを時間単位で利用する場合の額は、この表に規定するそれぞれの区分の時間外使用料の額（体育館の大アリーナ又は小アリーナを2分の1又は4分の1に区分して利用する場合にあっては、当該額に0.5又は0.25（4分の3面を利用する場合にあっては、0.75）を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てる。））に利用時間を乗じて計算する。

7 宿泊施設に係る使用料には、食堂において提供される食事代を含まないものとする。

アリーナ又は屋外体育施設を時間単位で利用する場合の使用料は、この表に規定する区分に対応する時間外使用料の額に利用時間相当数を乗じて得た額とする。

3 大アリーナ又は小アリーナを2分の1又は4分の1に区分して利用する場合の使用料は、この表に規定する区分に対応する使用料の額にそれぞれ2分の1又は4分の1を乗じて得た額とする。この場合において、大アリーナ又は小アリーナを時間単位で利用するときの使用料は、この表に規定する区分に対応する時間外使用料の額にそれぞれ2分の1又は4分の1を乗じて得た額に利用時間相当数を乗じて得た額とする。

4 宿泊施設の使用料には、食費を含まない。

5 使用料の計算単位を時間で定めたもので利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。

6 徴収する使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額を当該使用料の額とする。

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例等議案について

この議案は、下記の条例で定めている使用料について、消費税法の一部改正等を考慮し、条例に定めた使用料に引上げ後の消費税及び地方消費税の額を加算することができるよう必要な改正を行うものである。

1 一部改正の対象となる条例

- ・高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例
- ・高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例
- ・高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（幡多青少年の家、香北青少年の家）
- ・高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例
- ・高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例

2 改正内容

- ① 条例別表で消費税及び地方消費税額を含めた額で定めている（内税方式）ものを、消費税及び地方消費税を含めない額を別表に規定
- ② 条例本文に、条例別表に定める額に消費税法及び高知県県税条例に定める消費税及び地方消費税の額を加算した額を使用料とする（外税方式）（10円未満端数全額切り捨て）よう新たに規定

なお、この外税方式への変更については、「条例等で規定している使用料の額における消費税の取扱いに係る今後の条例等の改正方針について（通知）」（平成18年5月25日付け18高法制第70号）において、これまで取扱いが統一されていなかった条例等の使用料の規定について外税方式に統一することとしたことに伴い、今回の消費税法等の改正に伴う使用料の改正に併せて変更することとしたものである。

○使用料の改正及び算定方法

- ① 現在条例の別表に規定されている税込の使用料から税抜きの金額を算出（10円未満切り上げ（一部を除く）（但し、シャワーについては1円未満切り上げ））し、その額を条例の別表に定める。
- ② 使用料の額は、条例の別表に定める額に消費税・地方消費税額を加算した額（10円未満切り捨て）とすることを新たに条例本文に規定する。

例：青少年センター 青少年ホール（午後）

① 条例に定める使用料（税抜）

【改正前使用料（税込）】3,020円 ÷ 1.05 = 2,876.1円 ⇒ 【改正後使用料（税抜）】2,880円（10円未満切り上げ）

② 県に納付すべき額（税込）

【改正後使用料（税抜）】2,880円 + (2,880円 × 6.3% (消費税率)) + (181.4円 (消費税額) × 17 ÷ 63 (地方消費税率))
= 2,880円 + 230.4円 = 3,110.4円 ⇒ 【県に納付する額】3,110円（10円未満切り捨て）

その他、他の公の施設の設置及び管理に関する条例及び条例内の規定との整合性を踏まえ、条例の一部について改正を行った。

3 施行日

平成26年4月1日（改正消費税法の施行日）

但し、施行後であっても、改正前の規定により納付すべき使用料については、なお従前の例による。